

杏林大学と三鷹市との包括的な連携に関する協定書

杏林大学と三鷹市（以下「市」という。）及び三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、杏林大学と市及び教育委員会が相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、人財育成及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 杏林大学と市及び教育委員会は、前条の目的を達成するため、教育、生涯学習、まちづくり、地域の産業・文化の振興、健康・福祉、自然・環境、学術研究その他の分野において包括的に連携し協力する。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

2 連携協議会並びに事業経費の相互負担等については別途定める。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに三者のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期限をさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三者間協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、杏林大学と市及び教育委員会が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成25年9月6日

東京都三鷹市新川六丁目20番2号

杏林大学

学長

跡見裕

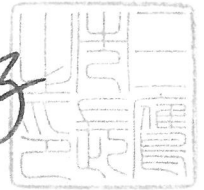


東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市

市長

清原慶子



東京都三鷹市下連雀九丁目11番7号

三鷹市教育委員会

教育長

高部明夫

